

## 付 議 第 7 号

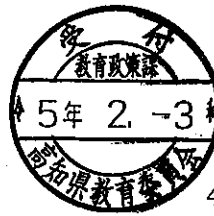
高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和5年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

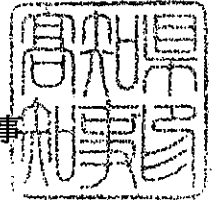


4 高政企第 286 号

令和 5 年 2 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 7 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 8 令和 5 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 9 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 10 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 11 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号。次項において「令和3年改正省令」という。）第11条」を「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号。以下この条において「令和4年改正省令」という。）第4条」に改め、同条第2項中「令和3年改正省令第12条」を「令和4年改正省令第5条」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）」を「令和4年改正省令第2条の規定」に改める。

第2条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）」に、「第4条」を「第2条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第3条」に改め、同条第3項中「第2条」を「第1条」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行す

る。

## 参考資料 1

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、児童福祉施設の長等の懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定が削除されたことを考慮し、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の引用規定の整理をするとともに、児童福祉施設等が児童等の移動のために自動車を運行する場合の所在確認等を義務付ける規定が追加されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表 新 旧

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（趣旨等）

（趣旨等）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

（1） 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準

（1） 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準

参考資料 2

(2) 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

(3) 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項にお

(2) 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

(3) 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項にお

いて「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号。以下この条において「令和4年改正省令」という。）第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第5条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

いて「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号。次項において「令和3年改正省令」という。）第11条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第12条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。



3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

新 旧 対 照 表 新 旧

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号。以下この条において「令和4年改正省令」という。）第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号。以下この条において「令和4年改正省令」という。）第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第5条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和4年改正省令第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について  
 ◆高知県認定こども園条例の一部改正について

幼保支援課

改正の背景

保育所などの児童福祉施設や認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めている省令・告示が改正・施行（①から⑧）

- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令  
 令和4年厚生労働省令 ①第159号(令和4年11月30日)・②同第167号(令和4年12月16日)・③同第175号(令和4年12月28日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ④第4号(令和4年12月28日)
- ◎幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ⑤第3号(令和4年12月16日)・⑥令和5年同省令第1号(令和5年2月3日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省告示 ⑦第2号(令和4年12月28日)・⑧令和5年同告示第1号(令和5年2月3日)

省令・告示の主な改正内容（保育所や認定こども園に関する部分）

- 10
- ＜送迎バス等の安全対策＞ ③厚労省令第175号、④内閣府・文科・厚労省令第4号、⑦内閣府・文科・厚労省告示第2号  
 ア) 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること、また、通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて降車時の所在確認をすることをそれぞれ義務化
  - ＜懲戒＞ ②厚労省令第167号、⑤内閣府・文科・厚労省令第3号、⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号  
 イ) 民法改正（親権者の懲戒権に係る規定削除）に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除
  - ＜安全計画＞ ①厚労省令第159号  
 ウ) 園児等の安全を確保するための計画（安全計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が義務化
  - ＜業務継続計画等＞ ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号  
 エ) 感染症や非常災害に備えるための計画（業務継続計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が努力義務化  
 オ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施が努力義務化
  - ＜職員の配置等＞ ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号、⑧内閣府・文科学・厚労省告示第1号  
 カ) 保育所等の設備及び職員について、その保育に支障のない場合に限り、併設する社会福祉施設と兼ねることを認める（インクルーシブ保育の実施）  
 キ) 看護師等を保育士とみなす特例（乳児4人以上を入所させる場合に1人に限って保育士とみなす）について、乳児4人未満でも可能とする
  - ＜虐待等の禁止＞ ⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号  
 ク) 虐待行為（児童福祉法第33条の10各号）にかかる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止

改正する条例

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

保育所 ア) イ) ウ) エ) オ) カ) キ)

◆高知県認定こども園条例

幼保連携型認定こども園  
 ア)※1 イ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2 キ)※2  
 保育所型認定こども園  
 ア) イ)※2 ウ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2  
 キ)※3 ク)※3  
 幼稚園型認定こども園  
 ア) キ)※3 ク)※3  
 地方裁量型認定こども園  
 ア) キ)※3 ク)※3

※1は、学校保健安全法施行規則の準用  
 ※2は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用  
 ※3は、条例施行規則の改正による

施行予定日

ア) 及びウ) からク) 令和5年4月1日  
 イ) 公布日

参考資料 3